



平成 24 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社アイケイコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 義博
(コード番号 3377 東証二部)
問 合 せ 先 取締役 管理本部管掌 山 縣 俊
(TEL. 03-6803-8855)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月 25 日開催の取締役会において、定款の一部変更を平成 24 年 2 月 28 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) これまで培ってきたブランド資産(「バイク王」)を最大限に活用し、当社認知度を一層高めることによる企業価値・ブランド価値の向上を目的とし、当社の商号を、平成 24 年 9 月 1 日をもって「株式会社アイケイコーポレーション」から「株式会社バイク王&カンパニー」に変更するものであります。(現行定款第 1 条(商号))
- (2) 株式会社パーク王との吸収合併により、当社の業容が拡大することに対応するため、第 2 号議案(株式会社パーク王との吸収合併)の承認可決を条件として、現行定款第 2 条(目的)に株式会社パーク王の事業目的を追加するものであります。なお、当該変更の効力は、本件合併の効力発生日に効力を発生するよう、附則第 2 条にその旨の規定を設けるものであります。
- (3) 会社経営を合理的に運営するため、株主総会および取締役会の招集権者および議長を代表取締役に変更するものであります。(現行定款第 12 条(招集権者および議長)、第 21 条(取締役会の招集権者および議長))

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成24年 2 月 28 日 (火曜日)	予定
定款変更の効力発生日	平成24年 2 月 28 日 (火曜日)	予定

定款変更の内容（下線部は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社アイケイコーポレーション</u>と称し、英文では<u>IK CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。 1～9 (条文省略) (新設) (新設) (新設) <u>10</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第9条 (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第13条～第16条 (条文省略)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社バイク王&カンパニー</u>と称し、英文では<u>BIKE O & COMPANY L t d.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。 1～9 (現行どおり) <u>10 駐車場装置・駐車設備機器の開発・製造・販売・レンタルおよび機械器具設置工事</u> <u>11 駐車場の運営・管理・保守・施工および運営・管理の受託</u> <u>12 駐車場の利用者・用地提供者の募集斡旋</u> <u>13</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第13条～第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="252 226 651 257">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="225 311 604 342">第 17 条～第 20 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="225 396 639 427">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="225 439 758 555">第 21 条 取締役会は、法令に別段の定め ある場合を除き、<u>取締役社長</u>が 招集し、その議長となる。</p> <p data-bbox="285 566 758 723">2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、 取締役会においてあらかじめ定め た順序に従い、他の取締役がこれ に代わる。</p> <p data-bbox="225 907 604 938">第 22 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="464 1032 541 1064">(新設)</p> <p data-bbox="464 1202 541 1234">(新設)</p>	<p data-bbox="896 226 1295 257">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="823 311 1233 342">第 17 条～第 20 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="823 396 1238 427">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="823 439 1388 555">第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めあ る場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集 し、その議長となる。</p> <p data-bbox="884 566 1388 853">2 <u>代表取締役が複数の場合は、取締役 会においてあらかじめ定めた順序 により、先順序の代表取締役が取 締役会を招集し、議長となる。代表 取締役に事故があるときは、取締 役会においてあらかじめ定めた順 序に従い、他の取締役がこれに代 わる。</u></p> <p data-bbox="823 907 1233 938">第 22 条～第 45 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="823 992 900 1023">(附則)</p> <p data-bbox="823 1034 1382 1191"><u>第 1 条 第 1 条(商号)の変更は、平成 24 年 9 月 1 日に効力が生じるものとする。 なお、本条は、当該効力の発生 をもって削除するものとする。</u></p> <p data-bbox="823 1205 1382 1491"><u>第 2 条 第 2 条(目的)の変更は、当会社と株 式会社パーク王との合併の効力発 生を条件として当該合併の効力発 生日(平成 24 年 3 月 1 日を予定)に 効力が生じるものとする。なお、本 条は、当該効力の発生をもって削除 するものとする。</u></p>